



清友短信

発行日 2024年4月24日

No. 102

TEL.075-431-4361 FAX.075-431-4365

給与所得者に係る所得税・個人住民税の定額減税

1 定額減税の概要

令和6年6月1日以後に支払う給与等（賞与含む）の所得税及び住民税から、下表のとおり定額減税額を控除する定額減税が実施されます。

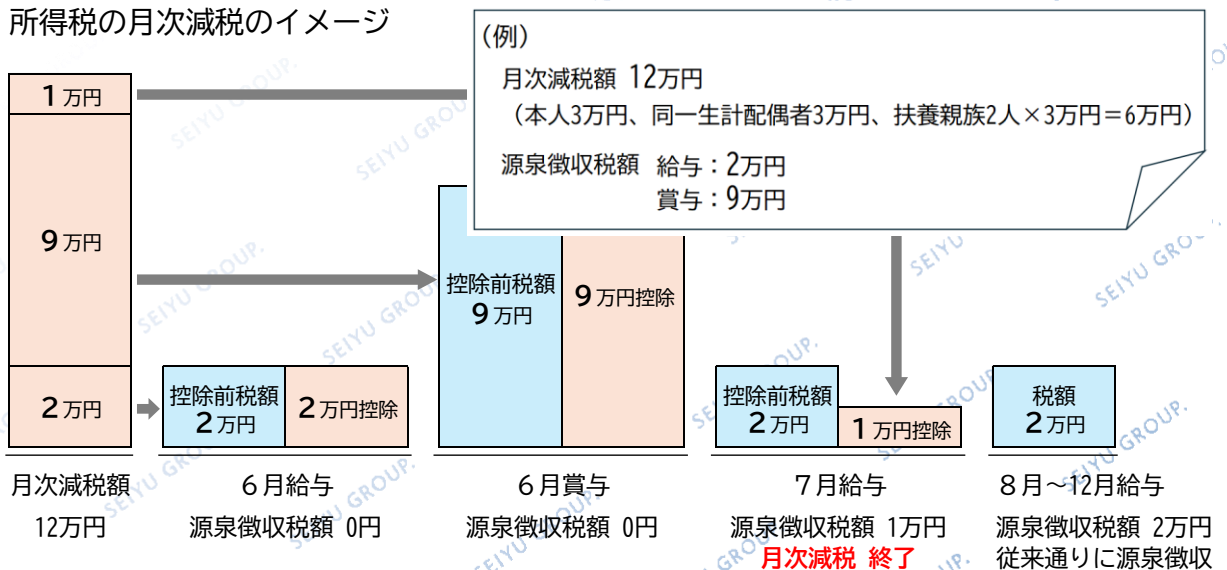
	方法	定額減税額	所得制限
所得税	・月次減税 ・年調減税	本人 3万円 + (同一生計配偶者+扶養親族の人数)× 3万円	令和 6 年中の合計所得金額 1,805万円 以下
住民税	月次減税	本人 1万円 + (同一生計配偶者+扶養親族の人数)× 1万円	令和 5 年中の合計所得金額 1,805万円 以下

2 月次減税の手順

所得税

- ・月次減税の控除対象者は、令和6年6月1日時点で在職している令和6年分扶養控除等申告書を提出している人（甲欄適用者）
- ・令和6年6月時点での定額減税額（月次減税額）を算定する。6月の月次減税後に扶養親族等の人数が変わっても月次減税額の修正はしない（年調減税時に調整する）
- ・令和6年6月1日以後に支払う給与等の源泉徴収税額から月次減税額の残額が0になるまで順次控除していく

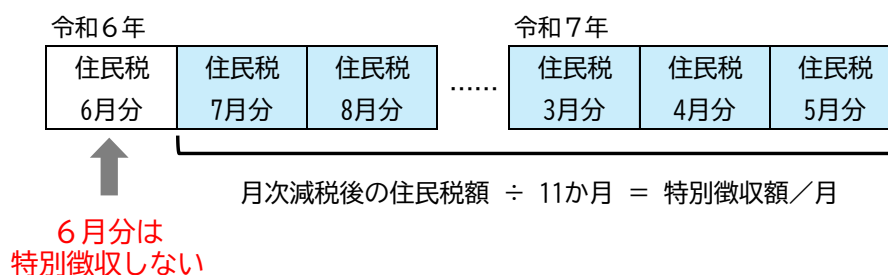
所得税の月次減税のイメージ



住民税

令和6年6月分の住民税は給与から特別徴収をせず、定額減税後の住民税額を11か月に分割して、令和6年7月分から令和7年5月分まで特別徴収していく。

住民税の月次減税のイメージ



3 年調減税の手順

- ・対象者は年末調整の対象となる人で令和6年分の所得が1,805万円以下の方
- ・年末調整時点での定額減税額（年調減税額）を算定する
- ・通常通り年末調整を行い、算出した年調所得税から年調減税額を控除した後、復興所得税を含めた年調年税額と月次減税後の源泉徴収税額とで過不足額の精算を行う

4 調整給付金

- ・令和5年分の所得税額から推計して、定額減税しきれないと見込まれる場合、定額減税額と所得税額・個人住民税との差額が市区町村より調整給付金として給付されます。
- ・令和6年分の所得税額が確定した後、当初の調整給付金と比較して不足があると判明した場合は追加で給付されます。

< 参考 >

詳細はコチラのサイトで確認できます

国税庁 所得税 定額減税 特設サイト
<https://www.nta.go.jp/users/gensen/teigakugenzei/index.htm>

総務省 個人住民税における定額減税について
https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_zeisei/czaisei/02zeimu04_04000129.html

内閣官房 新たな経済に向けた給付金・定額減税一体措置
<https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/benefit2023/index.html>